

【議案第1号】

役員の改選について

三沢市移動等円滑化協議会の役員について、令和元年11月22日から令和2年11月21日までの前期の任期満了に伴い、役員を選出するものであります。

	前 期	改選案
任 期	平成元年11月22日～ 令和2年11月21日	議決日～ 令和3年11月21日まで
会 長	八戸工業大学 准教授 安部 信行	八戸工業大学 准教授 安部 信行
副会長	社会福祉法人三沢市社会福祉協議会 事務局長 河村 一典	社会福祉法人三沢市社会福祉協議会 事務局長 河村 一典

【補足事項】

- ・三沢市移動等円滑化促進協議会設置要綱第4条及び第5条に則り、役員を選出する。
- ・参考として別紙委員名簿をご参照ください。
- ・事前に各委員へ聞き取り、上表の案に至る。
- ・役員の任期は上記のとおりとする。（ただし、組織の異動等があった者の任期は、その職にある期間とする。）

## 【議案第2号】

### バリアフリーマスタープラン素案の修正について

令和2年4月の「三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例」及び同年6月のバリアフリー法改正に伴い、第3回協議会にて可決された「バリアフリーマスタープラン素案」の一部を見直すものとし、別添のとおり「概要版」及び「本編」を修正するものであります。なお、主な修正箇所は以下のとおりとなります。

#### 主な修正箇所について

●令和2年4月の「三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例」施行に伴い内容を追記しました。なお、条例制定に伴い、マスタープランの概要版及び本編に視覚障がい者用音声コード（携帯アプリによる読み上げ機能）を追加予定です。（添付資料にはまだ音声コードは記載されていませんが、完成時には追加します。）

本編6、17ページに記載

●上記条例制定に伴い、基本理念及び基本方針の内容を一部修正しました。

本編40、41ページに記載

●「生活関連施設」として新たに下記の9施設を追加しました。

- ・行政施設：市民活動ネットワークセンター（そだなす館）、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、警察署
- ・商業施設：三沢市野菜集出荷場（みさわやさい市場）
- ・公園・運動施設：中央公園、なかよし公園、三沢市アメリカ広場、武道館

本編52ページ等に記載

●「生活関連施設」のうち、旅客施設である三沢駅及び三沢空港の施設「生活関連旅客施設」を以下のとおり分類しました。

- ・三沢駅等：三沢駅駅舎、駅前広場交通ターミナル、駅前交流プラザミーくる、駅前広場東口駐車場
- ・三沢空港等：三沢空港ターミナル、三沢空港第1駐車場、三沢空港第2駐車場

本編52ページ等に記載

●「生活関連施設」の追加に伴い、新たに「生活関連経路」が追加しました。

本編53ページに記載

●「生活関連施設以外の施設」及び「移動等円滑化促進地区以外のエリア」は個別ごとにバリアフリー化を推進することを明記しました。

本編58ページに記載

## 【報告第1号】

### バリアフリーマップの作成について

令和3年3月に策定予定のバリアフリーマスタープランと共に、本市ではバリアフリー情報の提供の観点から八戸工業大学様のご協力のもと、「バリアフリーマップ」を作成中です。現在は作成途中ではありますが、「三沢市バリアフリーマップ（草案）」を同封させていただいておりますので、ご意見等がございましたら、同封の別紙1にご記入のうえ、書面議決書と同様にご返信くださいますようお願いいたします。

なお、同封のバリアフリーマップの記載文字にルビ（振り仮名）がありませんが、こちらについてはバリアフリーの観点から今後、追記する予定です。

## 参 考

### 【バリアフリーマップとは】

- 地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア情報又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布やウェブ上での、一般公開するもの。
- トイレ、エレベーターなどのバリアフリー情報を対象として、バリアフリー設備の有無や位置、経路情報などを提供するもの。

### 【バリアフリー情報提供の必要性】

地域における高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設や、これらの経路を構成する道路、通路その他の施設について、一体的にバリアフリー化が図られていることが重要です。

バリアフリー法では、公共交通機関、建築物及び公共施設のバリアフリー化を推進しており、社会では着実にバリアフリー化の整備がなされていく一方で、これらの施設がバリアフリー化されていても、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路がどこにあるのかわからなければ、安心して外出できません。施設のバリアフリー化だけではなく、こうしたバリアフリー情報が求められています。そして、バリアフリー情報だけでなく、どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には重要となります。

こうしたバリア情報の提供により、どの施設が利用可能なのか、どの経路が移動可能なのか、高齢者や障がい者等が外出の際の心理的負担が軽減されるだけでなく、移動経路や利用可能な施設を自らの意思で選択することが可能となります。